

東京高等裁判所 平成●●年（○○）第●●号 相続税更正処分取消請求控訴事件

国側当事者・国（品川税務署長）

平成25年7月17日棄却・上告・上告受理申立

（第一審・東京地方裁判所、平成●●年（○○）第●●号、平成25年2月22日判決、本資料263号－29・順号12153）

判 決

控訴人	甲
控訴人	乙
上記兩名訴訟代理人弁護士	飯田 丘
同	田中 良幸
上記兩名補佐人税理士	高橋 三喜
同	小坂 勉
被控訴人	国
同代表者法務大臣	谷垣 禎一
処分行政庁	品川税務署長
	山口 光
被控訴人指定代理人	関根 英恵
同	菊池 豊
同	福井 聖二
同	阿部 文威
同	出田 潤二
同	跡治 直輝

主 文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 品川税務署長が平成22年11月15日付けでした、控訴人甲に対する平成20年12月18日相続開始に係る相続税の更正処分のうち、課税価格5870万8000円及び納付すべき税額1806万5500円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 3 品川税務署長が平成22年11月15日付けでした、控訴人乙に対する平成20年12月18日相続開始に係る相続税の更正処分のうち、課税価格1億9412万円及び納付すべき税額5973万4200円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。

第2 事案の概要（略語は原判決の例による。以下本判決において同じ。）

1 本件は、控訴人らが、本件被相続人が平成20年12月18日に死亡したことによって開始した相続（本件相続）により取得した財産（本件相続財産）の一部を財団法人（当時）等に贈与したとして、このような法人等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等について定める租税特別措置法（措置法）70条1項の規定を適用した内容の相続税の申告をしたところ、品川税務署長から、当該申告に係る申告書に同条5項所定の書類が添付されていなかったから、同条1項の規定の適用はないなどとして、本件各更正処分等を受けたため、それらの取消しを求める事案である。

2 原審は、控訴人らの請求をいずれも棄却した。

当裁判所も、原審と同じく、控訴人らの請求はいずれも棄却すべきものと判断した。

3 関係法令の定め、前提事実、本件各更正処分等の根拠及び適法性に関する被控訴人の主張、争点及びこれに関する当事者の主張は、原判決の「事実及び理由」の「第2 事案の概要等」1～4（原判決2頁25行目～18頁18行目。別紙及び別表を含む。）に記載のとおりであるからこれを引用する。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所の判断は、原判決22頁12行目末尾に改行の上、「控訴人らは、Bに対する贈与について、措置法施行令40条の3第4号と所得税法施行令217条4号及び法人税法施行令77条4号とは全く同一の条文であるから、本件特定公益増進法人証明書によりBが措置法施行令40条の3第4号に掲げる法人であることが証明されているとも主張する。しかし、そもそも、仮に法人の範囲が全く同一であったとしても、異なる法令を根拠とする証明書が流用できると解することには無理があるし、所得税法施行令217条4号及び法人税法施行令77条4号は、各種学校の設置を主たる目的とする学校法人も含めているのに対し、措置法施行令40条の3第4号はこれを含めておらず、措置法施行令40条の3第4号に定める法人の方が狭いから、本件特定公益増進法人証明書を所轄庁の証明書と同視することはできない。」を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」の「第3 当裁判所の判断」1及び2（原判決18頁20行目～25頁11行目。別紙及び別表を含む。）に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 控訴人らは、当審においても、原審と同じ主張を繰り返しているが、控訴人らの主張に理由がないことは、前記引用に係る原判決（前記1で改めた後のもの。）が説示するとおりである。

第4 結論

よって、原判決は相当であるから、本件控訴をいずれも棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第1民事部

裁判長裁判官 福田 剛久

裁判官 石橋 俊一

裁判官 中野 琢郎